

長野県地域防災計画令和6年度修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集期間 令和6年12月25日(水)から令和7年1月23日(木)まで
- 2 件数 18件(3名)
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方 ※同じ意見を複数の方からいただいている場合は1件として整理しています

| No. | 項目 | お寄せいただいたご意見 | 県の考え方 |
|-----|--|--|---|
| 1 | 風水害対策編 第1章 第1節 | 「風水害対策編」は、すべての災害対策編に共通し、参照するものであるため、「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえておく必要がある。 震災対策編と同様に計画作成の趣旨として追記記載すべきである。 | 長野県地震防災対策強化アクションプランは、地震防災対策に重点を置いていることから、震災対策編では特にアクションプランを踏まえた対策を行うべきものとして、同編に記載しています。 なお、アクションプランで定めた事項のうち、その他の災害に関連する事項については、各災害対策編の本文に追記しています。 |
| 2 | 風水害対策編 第2章 第7節 第3 1 (2) イ (ア) | 「特に、」「また、」「さらに、」「また、」で強調に強調が重なり長文となり、文章が読みにくい。項番を付与し、区分・整理すべき。 | ご指摘のとおり、項番を付して整理しました。 |
| 3 | 風水害対策編 第2章 第8節 第3 2 (2) イ (イ) | 「告白」という表現が相応しいか疑問。「申告」の方が相応しいと思う。 | ご指摘を踏まえ、文言を一部修正しました。 |
| 4 | 風水害対策編 第2章 第9節 第3 2 ア (ア) | 赤字部分を削除した理由が不明。 | 該当部分は県広域受援計画で整理されているため、実態に即して修正しています。 |

| | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 5 | 風水害対策編 第2章 第13節 第1 | <p>備蓄の基準等重要な事項を、関連文書の参照で済ませることは地域防災計画として如何なものか。少なくとも、文書内容の差し込み又は、資料編等により文書を参照できるようにすべきである。(この文書は、公開され県民が閲覧、把握できているのか疑問。)</p> <p>当該文書には「ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。」「国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。」とあり、今後、変更があることを示唆しているが、国が備蓄の現状発表を始めて以上、市町村が根拠とする上位計画として曖昧ではないか。県として一定の基準・目標値として計画に定めていただきたい。今後、地域防災計画にどのように反映されるのか(取り組み期間終了時に定めるのか)、その旨の説明が必要である。</p> | <p>ご意見のとおり、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)は、県と市町村における備蓄の考え方の基本的な方向性を示す重要な事項を定めているため、当該文書を資料編に追加しました。</p> <p>なお、上記文書は、「県と市町村のワーキンググループ」を設置し、協議したうえで、標準品目の必要量の算出基準を別記としてまとめ、県及び市町村の役割など、基本的な方向性をとりまとめています。</p> <p>また、備蓄の方向性については、今後も国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、随時見直しを図るよう検討してまいります。</p> |
| 6 | 風水害対策編 第2章 第32節 第3 1(2) ア(ア) | 「啓発」の文字が二重になっている | ご指摘のとおり修正しました。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 7 | 風水害対策編 第2章 第33節 第1 | <p>「災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である」。</p> <p>⇒災害対策基本法（現行施行）第七条（住民等の責務）第3項には、「地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」と記されている。</p> <p>⇒（試案）「災害時に適切な行動を行うためにも、過去の災害から得られた教訓から学ぶことは必要である。そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である」。（注）「防災訓練」については後述。</p> | ご指摘を踏まえ、文言を一部修正しました。 |
| 8 | 風水害対策編 第3章 第1節 警報等伝達系統図 1（2） | 通信途絶時の代替経路において、NTTの記載が東京の電話番号であり、さらに営業時間が指定されている。緊急時の代替経路として正しいのか。また、どこに繋がるのか不明。 | 現状に合わせ、当該部分を修正しました。 |
| 9 | 風水害対策編 第3章 第1節 第4 警報等伝達系統図 2（1） | <p>図の凡例</p> <p>「（一点鎖線）は、その他による伝達を示す。」の部分については、具体的な例示を入れておく。</p> <p>例えば、「その他による伝達手段を示す（テレビ・ラジオ・HP・直接的な広報など）」としておく。</p> <p><理由></p> <p>災害が発生しそうな時には、一般住民への情報の伝達が一番大切である。ある程度、情報の伝達手段を具体的に示しておく必要がある。住民に、早めの避難行動を取ってもらうため。</p> | 具体的な広報活動等については、風水害対策編第2章第23節及び第3章第28節で記載しているため、本節では記載を省略しています。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 10 | <p>風水害対策編 第3章 第4節 第3 2 (2) ア (ア) b ほか</p> | <p>本節は、県内における相互応援活動、応援要請等を主に示しているが、所々に、県外被災地への支援活動が紛れ込んでいる。県外の大規模災害への対応・支援体制は異なることから、別途、個別の項目として扱うべきである。</p> <p>ア項は、県内の災害に対しての実施計画と認識しているところへ、突然、県外での災害対策支援である「長野県災害対策支援本部」を「県外支援」の説明もなく記述することは構成として不適切である。そもそも、「長野県災害対策支援本部」は、地域防災計画に初めて出てきた用語であり、その設置基準や組織体制が定められていない。</p> <p>イ項【長野県合同災害支援チームが実施する対策】を県外の災害対策支援の項目として整理して、b項を記載すべきである。</p> <p>アクションプランで、「県外で大規模災害が発生した場合に備え「長野県災害支援本部」の設置規定を新設」と謳っているのであれば、条例又は地域防災計画（「活動体制計画」、「非常参集職員の活動」等の節）において、「長野県災害対策支援本部」の規定を速やかに制定し、今回の改定に記載する必要がある。</p> <p>能登半島地震の際、即席の災害対策支援本部要綱が出され、その組織体制の実態が不明確となっていたが、合同災害支援チームと災害対策支援本部の関係性が明確になっていないことが根本原因である。災害対策支援本部の中に、後方支援本部を置いたということは、合同災害支援チーム活動を決定するのは、災害対策支援本部であるべきでは。対策支援本部の詳細を規定するに当たり、併せて、「チームながの」の基本方針等も見直す必要がある。</p> | <p>ご意見を踏まえ、長野県災害対策支援本部の設置は、県外での大規模災害発生時におけるものと明確になるよう、一部文言を修正しました。</p> <p>また、同項に県外での大規模災害時の県及び市町村による支援の体制について追記し、県内における相互応援活動と県外への支援を整理しました。</p> <p>長野県災害対策支援本部の設置基準や組織体制については、今後、制定し、資料編への掲載も含め検討してまいります。</p> <p>なお、長野県合同災害支援チームの運用についても、今後必要に応じた見直しを図ってまいります。</p> |
|----|---|--|---|

| | | | |
|----|---|---|--|
| 11 | 風水害対策編 第3章 第12節 第3(2)(カ) 及び(ナ) | <p>「車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は」 ⇒県のデータベースには、既に令和2年6月1日時点での「車で避難・安全確保のための施設（避難場所マップ）」があるが、2023年4月1日更新日のデータを見ても、例えば、長野市には、城山公園他3か所しかなく、追加等更新されていない。他にもたくさんあるはず。</p> <p>したがって、風水害対策編第2章第29節「ため池災害予防計画」第3 計画の内容 2「実施計画」(1)ア「ため池データベース」を管理し、随時更新するの通り、(試案)「車で避難・安全確保のための施設（避難場所マップ）」を管理し、随時更新するにした方が、事前防災並びに「防災知識普及計画」にも資すると考える。</p> | <p>「車で避難・安全確保のための施設（避難場所マップ）」は、水害の警戒レベル3・4発表時、立ち退き避難が必要な方が、新型コロナウイルスへの感染を懸念して避難を躊躇しないよう、一時的に車内で安全確保ができる場所を確認できるようにしたものです。</p> <p>車中泊避難を含む避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援策については、内閣府の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」等を踏まえ、今後、市町村とともに検討していく予定であり、その中で当該マップのあり方も整理してまいります。</p> |
| 12 | 風水害対策編 第3章 第37節 第3 1 | <p>改正文では活動主体が「関係機関」になってしまい文として如何なものか。</p> <p>獣医師会は「関係団体」として記載すべき。なお、獣医師会、動物愛護会等の詳細は、本文中に記載されているので、基本方針は「団体」扱いでよいのでは。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、記載箇所を一部修正しました。</p> |
| 13 | 風水害対策編 第3章 第37節 第3 1 イ (ウ) | <p>本節の「飼養動物」とは、「野生動物」に相対する用語であるため、家庭動物の他に、家畜、商業動物等も含まれている。「要望への対応」には、家畜等の一時預かりも含まれるのか。家庭動物と家畜、商業動物等は扱いが異なるため、区別・整理して記載すべきである。</p> <p>近年「第11節 避難の受入活動計画」等でも、「家庭動物」という用語が使用されている。ペット＝家庭動物 なのか。表現を統一すべきである。</p> | <p>家庭動物は家庭等で飼育及び保管されている動物とされているのに対し、飼養動物は家庭動物に加え家畜や商業動物等も含むものとして記載しており、飼い主と家庭動物との同行避難等については、第2章第32節、第3章第12節で記載しています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、国の計画と合わせて表現を統一しました。</p> |
| 14 | 風水害対策編 第3章 第37節 第3 2 | <p>項番の誤り</p> | <p>ご指摘のとおり修正しました。</p> <p>なお、新旧対照表への記載は省略します。</p> |
| 15 | 震災対策編 第1節 5 | <p>項番号の誤り (1)、(2)・・・又は、Ⅰ、Ⅱ・・・ 10のアクションの扱いはどうするのか。説明が必要</p> | <p>ご指摘を踏まえ、文言を一部修正しました。</p> |

| | | | |
|----|--|--------|----------------|
| 16 | 火山災害対策編 第2章 第11節 第3 3 (2) イ (ケ) | 余計な句点 | ご指摘のとおり修正しました。 |
| 17 | 雪害対策編 第1章 第1節 第3 12 (2) ア及びイ | 修正漏れ | ご指摘のとおり修正しました。 |
| 18 | 道路災害対策編 第2章 第3節 | 章項目の誤字 | ご指摘のとおり修正しました。 |